

事務センターだより

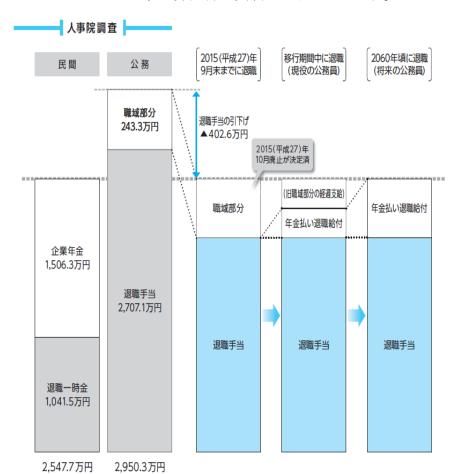
第7号 H29.8.21

文責 藤本 (阿蘇中)

「給付算定基礎額残高通知書」

8月上旬に皆様のご家庭に、公立学校共済組合より「給付算定基礎額残高通知書」が送付されています。

このことについて、共済組合の資料を添付いたします。



今回の通知書は左図の職域部分→年金払い退職給付の 積立額です。

見成果 ■ 給付算定基礎額残高通知書

00000001

通知書

** 残高

					()	28年	4月 ~	~ 29	年 3	月)
公立	太郎	様			(8)	68410	000000	001)	単位	四立
(入金) 期	月①標	準報酬	月額	②付	与 額	③利	息(④ 給付算	定基礎	額残高
前年度	末								65	823
4月		530	000		950		29		73	802
5 F		530			950		32			784
6月		530	000		950		35		89	769
7月		530	000		950		39		97	758
8月		530		7	950		42		105	750
9月		530	000		950		45		113	745
10月		530	000	7	950		32		121	727
11月		530	000	7	950		34		129	
12月	1	530	000		950		36		137	
1月		530		7	950		38		145	685
2月		530			950		40			675
3月		530	000	7	950		43		161	668
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。										
区	分	¥	112277	基礎額	341-0	期週期年金	算定基礎的	終身選	#年金算定	基礎額
⑤前	年 度	末		658	23					
(R) (ct	与新思	54		05%	O O					

	4612217CLL NCD036-0	1月18月4十五月4日間前6月
⑤前 年 度 末	65823	
⑥付 与 額 累 計	95400	_
⑦利 息 額	445	
⑧今 回 通 知	161668	
⑨ 給付算定基礎額等合計	161668	
⑩年 金 払 い	退 職 給 付	加入期
①付 与 率	平成 28年 4月 ~	~平成 29年 3
@ F F	年 月~	~ 年
② 基準利率(年率)		~平成 28年 9
悠盛年刊羊 (千丰)	平成 28年 10月 ~	~平成 29年 3

基礎年金番号 9999999999

作成日 平成 29 年 6 月 29 日

1年 6月 1.500%

月 0.480%

月 0.320%

(選知者に表示されてV ① 標準報酬月額 掛金と付与額の基

同月に期末手当等 ② **付 与 額**

> 標準報酬月額に付 年金の原資となる;

③ 利息

当月の利息を表示 前月の給付算定基

④ 給付算定基礎報 当月までの給付算 前月の給付算定基 しています。

⑤ 前年度末 (給付 前年度にお知らせ

※1 網かけ部分 として再就

⑥ 付 与 額 累 計各月の付与額を累

(7) 利息額

各月の利息を累計

⑧ 今 回 通 知

今回お知らせした の給付算定基礎額

今回通知に表示し ※2 有期退職年

した場合の 年金算定基 ます。

⑩年金払い退職給 平成27年10月

D 何 与 半 付与額を算定する

②基準利率 (年率 利息を算定するた です。

平成27年10月より年金制度が変わり、年金払い退職給付の積立が始まりました。毎月の給与明細書には、「共済長期厚生掛金」とは別に「共済長期退職掛金」として差し引かれています。

積立金の半分は、有期年金(退職時、10年払い、20年払いの選択可)、残り半分は、終身年金(65歳支給開始、60歳からの支給も可)となります

給与のはなし 4



今回は、教職調整額について、文部科学省の資料より 抜粋してご紹介します。

教員は、毎月給料月額の4%が教職調整額として加算されています。

根拠法令は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の 給与等に関する特別措置法」略して「給特法」です。(市 町村立学校教員の場合)

給特法の趣旨・概要(昭和46年導入)

○ 教員は、勤務態様の特殊性があり、一般行政職と同じような 勤務時間管理はなじまない。

例えば

- ・修学旅行や遠足など、学校外の教育活動
- ・家庭訪問や学校外の個人研修など、教員個人での活動
- ・ 夏休み等の長期の学校休業期間
- 教員の勤務態様の特殊性をふまえ、教員については、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、
 - ① 時間外勤務手当を支給しないこととし
 - ② その代わりに、給料月額の4%に相当する教職調整額を支給



制度導入当時の4%の積算

昭和41年度 文部省が実施した「教員勤務状況調査」の結果

〈超過勤務時間〉

1週間平均

・小学校 1時間20分

•中学校 2時間30分

· 平均 1時間48分

1週間平均の超過勤務時間が年間44週にわたっておこなわれた場合の超過勤務手当に要する金額が、超過勤務手当算定の基礎となる給与に対し、約4%に相当。

※年間44週(年間52週から、夏休み4週、年末 年始2週、学年末始2週の計8週を除外)

以上 文部科学省 HP より

教員の超過勤務や働き方改革が取り沙汰されている昨今。 教職調整額制度のもとで、教員の勤務時間が増大してきた経 緯もあります。この制度に代えて、「時間外手当制度」を 導入すれば、学校現場の勤務時間の感覚も変わるのではない かとの論議もあります。